

◆10月4日(木) 12:30～18:00 ◆ホテル青森 グレートホール孔雀の間

組織犯罪からの被害回復 ～特殊詐欺事犯の違法収益を被害者の手に～

1 組織犯罪としての特殊詐欺被害

組織犯罪集団が敢行する詐欺行為等には様々なものがありますが、その中で最も深刻な被害を生み続けているのは「特殊詐欺」です。報道等でも何度も特集され、注意喚起がなされていますが、それでも平成28年の認知件数は約1万5000件、被害総額は約407.7億円に上りました(警察庁「平成28年の特殊詐欺認知・検挙状況等について」)。被害総額のピークは平成26年でしたが、その認知件数、被害額共に高止まりしており、その被害は、高齢者を中心として全国的に広がっていることには変わりはありません。皆様の周りにも、被害に遭われた、遭いそうになった方がおられるのではないのでしょうか。

2 被害回復の困難性

一方、特殊詐欺等を敢行する犯罪集団は、徹底した分業制を敷き、様々なツールを駆使して特殊詐欺を敢行し、マネー・ローンダリングによって違法収益を隠匿しています。

被害者は加害者すら特定できない場合が大半であり、実行行為者が検挙されて加害者を特定できた場合であっても、その加害者の手許に執行に耐え得るような資産が存するケースもほとんどありません。特殊詐欺の被害回復を図るための法令も整備されていますが、十分な被害回復につながっているとは言い難く、課題は少なくありません。

3 近時の特殊詐欺の傾向と検討

近時、特殊詐欺の手口は常に進化し、巧妙化しており、かつて三種の神器と呼ばれた電話、名簿、預金口座のみならず、郵便・宅配、電子マネー等、様々なサービスが特殊詐欺の「ツール」として利用されています。

暴力団の特殊詐欺への関与も深まっており、平成29年上期における特殊詐欺の検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は約25%となっています(警察庁「平成29年上半期における特殊詐欺認知・検挙状況等について」)。

また、組織犯罪集団そのものも国際化してきており、組織犯罪集団が外国から我が国をターゲットにしたり、国をまたいでマネー・ローンダリングを敢行するなど、犯罪集団の国際化の傾向が見られます。

4 「被害防止」と「被害回復」の取組

このような特殊詐欺の実情に対し、警察・自治体、金融機関などの民間事業者は、高齢者等を対象に、詐欺被害の防止のための啓発活動等に力を入れ、官民一体となった被害防止の取組が進められてきました。このような取組は一定の成果をあげており、その重要性には今後とも変わりありません。

しかし、特殊詐欺等を敢行する組織犯罪集団にとって、最大のリスクは、検挙されて処罰されること、そして、違法収益をなく奪われることです。そこで、これ以上の人権侵害を防止し、人権を侵害された者を救済するためには、被害防止の取組を継続しつつも、特殊詐欺被害の抜本的な対策として、組織犯罪集団に対する適正な処罰はもちろんのこと、隠匿された犯罪収益を見つけ出し、これを被害回復に充てることを容易化するための制度が必要です。

そこで、現状整備されている各種法制度について、その運用状況を精査し、制度の機能発揮状況を検証し、課題や障害があるのであれば、それを解決するために必要な手当を早急に検討する必要があります。

5 組織犯罪の撲滅、被害回復実現のために!

本シンポジウムでは、組織犯罪集団の敢行する特殊詐欺等による人権侵害の実態や組織犯罪集団自体の実態、被害回復の状況を解明した上で、行政・各種団体による特殊詐欺等の被害防止活動や組織犯罪集団の敢行する特殊詐欺等に対する取締り、被害回復制度等の現在の状況を確認し、その効果や課題について検討いたします。

さらに、上述のような被害実態や被害防止ないし被害回復の実態を踏まえ、今後の被害回復活動に対しての提言、取締・捜査手法や被害回復に関する提言を行い、泣き寝入りする被害者を少しでも減少させるべく、議論を尽くし、具体的な法整備に繋げていきたいと考えております。

特殊詐欺等の組織犯罪集団の被害は、まさに全国各地で発生しています。全国に等しく、充実した被害回復を実現するためには、各地の被害者の方、行政・各種団体、弁護士会、全ての力を結集させる必要があります。

是非多くの皆様に御参加いただきたく、お待ちしております。